

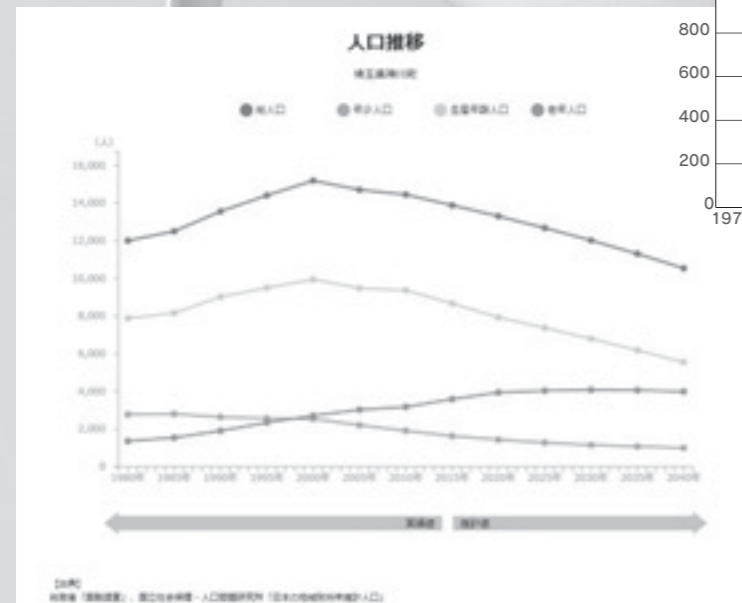
# 神川町総合戦略を策定しました

問合せ 総合政策課 ☎ 0495-77-0701

政府が平成26年11月に公布・施行した「まち・ひと・しごと創生法」では、全国の自治体に人口減少対策の方針をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するよう促しています。

人口減少対策は、地域によって状況や原因が異なることから、全国一律的な手法ではなく、それぞれの地域で地域特性を活かした対応策を練り、地域が主体性をもって取り組む必要があるためです。

【神川町人口ビジョンより】



そこで本町でも、平成18年度に策定した「神川町総合計画」を踏まえつつ、国や県の策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら、2060年（平成72年）に10,000人の人口を確保することを目標に、4つの基本目標を掲げ、施策・事業に取り組みます。

<b>基本目標 1</b>	安定した雇用を創出する ～仕事いっぱい・活力いっぱい～
<b>基本目標 2</b>	新しいひとの流れをつくる ～見どころいっぱい・人いっぱい～
<b>基本目標 3</b>	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ～子どもいっぱい・夢いっぱい～
<b>基本目標 4</b>	時代に合った地域をつくり、 安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する ～安心いっぱい・笑顔いっぱい～

※施策の具体例は町のホームページでご覧いただけます。

# 神川町公共施設等総合管理計画を策定しました

問合せ 総合政策課 ☎ 0495-77-0701

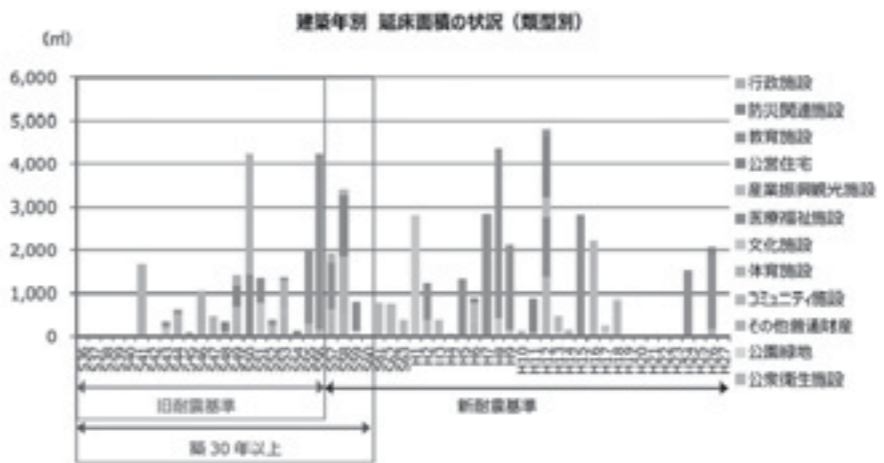
公共施設等総合管理計画は、「公共施設等の更新問題」に対処し、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、中長期的な視点から、公共施設の「総量縮減」や「配置の見直し」「ライフサイクルコストの縮減」などの施設管理を進めていくための基本方針です。

平成25年度に作成された「神川町公共施設白書」及び平成26年度の「公共施設等総合管理計画原案策定委員会」における審議内容や公共施設等に係る既存個別計画を踏まえて、今後策定される公共施設等に係る個別計画については、本計画との整合に配慮します。



大規模改修が必要となる建築後30年を経過した建物の延床面積は26,289.75㎡（約43%）となっています。

昭和56年以前の旧耐震基準に基づく建物の延床面積は17,020.37㎡（約28%）となっており、そのうち耐震改修を要する建物の延床面積は7,545.61㎡（全体の約12%）、改修済を含む改修不要建物の延床面積が53,083.52㎡（全体の約88%）となっています。



## 厳しい財政運営と財源確保の必要性

- 少子高齢化や生産年齢人口の減少に伴い住民税等の歳入が減少する一方で、福祉費用等の歳出は増加すると予想されています。更に平成28年度以降は平成18年の町村合併に基づく普通交付税が段階的に削減されるため、今後益々厳しい財政運営が懸念されています。
- 公共施設等を適切に運営維持していくためには管理運営費用及び改修または更新に係る費用を抑制することが重要かつ喫緊の課題ですが、過度な費用抑制により必要な公共サービスの水準まで低下させないよう、併せて多角的な観点から財源の確保にも努める必要があります。